

大学等協議会規程

制定 2023年12月17日

改正 2024年2月8日

(趣 旨)

第1条

この規程は、大学入試学会（以下、「学会」という）会則第5条（1）の規定に基づき、大学等協議会の運営に必要な細則を定めるものとする。

(目 的)

第2条

大学等協議会は、学会において大学アドミッション関連組織相互の情報交流及び社会に対する情報発信を目的として設置される。また、高等学校等協議会との情報交換、交流を行うことにより、高等学校と大学との円滑な接続を促進することを目的とする。

(事 業)

第3条

大学等協議会は、前条の目的を達成するため、学会の事業の一環として必要な事業を主催する。

- 事業は、運営委員会及び学会理事会の議を経て、大学等協議会担当理事が提示する。
- 事業に参加できるのは学会役員及び大学等協議会加盟組織に所属する者のみとするが、特に必要な場合は大学等協議会加盟組織以外からの参加を要請できる。

(構成員)

第4条

大学等協議会は、本規程第2条の目的に賛同し、以下に定める会費を納入する大学等のアドミッション関連部局を加盟組織とし、所属する教職員をもって構成員とする。大学等とは、大学、短期大学及び文部科学省が所管する法人とする。

- 会費は、次の通りとする。
入会金は20,000円とし、1組織につき年間1口 20,000円とする。
- 各加盟組織は、1口につき3名まで大学等協議会主催事業に参加することができる。
- 各加盟組織は、理事会及び学会内の他の組織との連絡担当者として代表者1名を置く。

(運営委員会)

第5条

大学等協議会では、本規程第3条で定める事業を遂行するために、運営委員会を置く。運営委員は、学会理事会から指名された担当理事及び加盟組織の代表者から選出する。運営委員会について必要な事項は別途定める。

(事務局)

第6条

大学等協議会運営委員会に、大学等協議会の事務及び会計を処理するための事務局を置く。

事務局長 1名

事務局員 若干名

会計係 1名

- (2) 学会理事長は、学会理事会の議を経て、事務局長、事務局員及び会計係を任命する。
- (3) 会計係は、学会から協議会に配分された予算を適切に執行し、年度末までに決算状況等を理事会に文書で報告する。
- (4) 事務局長、事務局員及び会計係の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 事務局の所在地は、当面の間、学会事務局と同一とする。

(雑 則)

第7条

この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、学会理事会の議を経て大学等協議会が別に定める。

(附 則)

第4条の定めにもかかわらず、2024年3月末日までに大学等協議会に加盟手続きを開始した団体の入会金は免除される。なお、国立大学アドミッションセンター連絡会議に所属する機関は、その期間を2024年7月末日までとする。

この規程は、2023年12月17日から施行し、改訂は学会理事会が行う。

以上